

## 町田市中小企業融資制度の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

開業資金において、市制度の融資条件を東京都制度に合わせることで、利用者が市からの利子補助と東京都からの信用保証料補助を同時に受けることを可能とするなど、市内での起業・創業の促進及び市内中小企業者の振興を図ります。

### 2. 改正日

2017年7月1日

### 3. 改正内容

(1) 開業資金の貸付利率を東京都の融資条件に合わせることで、事業者が東京都から信用保証料補助を受けられるようにします。

※東京都制度との連携を行っているのは都内11自治体（多摩地域は青梅市、調布市のみ）。

(2) 市内金融機関のみとしていた市制度融資取扱機関について、市内事業者を取扱う市外金融機関の店舗窓口でも申込みを可能とします。

(3) バリアフリー化整備資金、環境改善整備資金の貸付利率、補助利率を2.20%から1.95%に引き下げます。

(4) プロパー融資への利子補助を廃止し、信用保証協会の保証を付けることを必須とします。

(5) 「設備資金」における営業車両購入について、「事業に直接使用する車両に限る（300万円以下）」との条件を付します（運輸業、タクシー、トラック等は除く）。

#### ■ 次ページ「改正後」の表に対応

<別表：開業資金融資利率（カッコ内が補助利率）>

融資期間	3年以内	3年超7年以内
開業資金	1.70% (1.50%)	1.75% (1.50%)
創業特例	1.30% (1.30%)	1.50% (1.50%)

※創業特例は、経済産業省から認定されている「町田創業プロジェクト」の証明書発行を受けた方に適用。

<改正前>

資金種類		融資限度額	貸付利率 (補助利率)	融資期間 (据置期間)	信用 保証	保証料補助
一般 融資	小規模企業 特別資金	1,250 万円	年利 1.95% (1.50~1.60%)	5~7 年以内 (6 ヶ月)	必須	なし
	運転資金	合計 1,500 万円		5 年以内 (6 ヶ月)	任	
	設備資金		7 年以内 (6 ヶ月)			
	開業資金		7 年以内 (12 ヶ月)			
緊急資金		500 万円	年利 1.75% (1.50%)	5 年以内 (6 ヶ月)	意	
バリアフリー化 整備資金		1,000 万円	年利 2.20% (2.20%)	7 年以内 (12 ヶ月)		
環境改善資金		1,000 万円				

<改正後> (網掛け部分が改正点)

資金種類		融資限度額	貸付利率 (補助利率)	融資期間 (据置期間)	信用 保証	保証料補助
一般 融資	小規模企業 特別資金	1,250 万円	年利 1.95% (1.50~1.60%)	5~7 年以内 (6 ヶ月)	必 須	なし
	運転資金	合計 1,500 万円		5 年以内 (6 ヶ月)		
	設備資金			7 年以内 (6 ヶ月)		
	開業資金	<別表参照>	7 年以内 (12 ヶ月)	東京都から 1/2 補助		
緊急資金		500 万円	年利 1.75% (1.50%)	5 年以内 (6 ヶ月)		なし
バリアフリー化 整備資金		1,000 万円	年利 1.95% (1.95%)	7 年以内 (12 ヶ月)		
環境改善資金		1,000 万円				